

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R2荒川下流沿川整備推進方策検討業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 早川 潤 東京都北区志茂5-41-1	R3.7.8	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、荒川下流管内における高台まちづくりを推進するため、荒川沿川の土地利用状況調査を調査するとともに、モデル地区等の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから「同種又は類似業務の実績」、「配置予定管理技術者の資格、経歴、優良業務、持ち業務の状況」、「当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定も含む)」、「業務の実施方針及び手法」、「特定テーマ」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 公益財団法人リバーフロント研究所は、技術提案書において、総合的に、最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	19,943,000	19,910,000	99.83%	-	公財	国認定	2者	
岩木川流域生態系ネットワーク形成検討業務 青森河川国道事務所 R3.7.20～R3.12.20 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 青森河川国道事務所長 戸 欣也 青森県青森市中央3-20-38	R3.7.19	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の履行にあたっては、岩木川流域において、各産業の事業活動が流域内の生物多様性にどのように相互影響しているかを把握するとともに、減少している生物多様性の保全対策と、新たな地域振興活性化とを結びつける生態系ネットワーク形成に関して、高度な知識と豊かな経験が必要不可欠であることから、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案書の提出を求めたところ、技術者の経歴、能力等に関する必要要件を満足しているほか、対象地域の生態系と地域の特徴や地域活動と整合させるための課題を具体的に示すなど、適確な提案がなされており、本業務を履行するに十分な技術力と能力が認められた者と契約を締結した。	12,683,000	12,023,000	94.80%	-	公財	国認定	1者	
R3久慈川・那珂川環境整備事業評価検討業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 日下部 隆昭 茨城県水戸市千波町1962-2	R3.7.19	設計共同体 (公財)リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、「久慈川・那珂川緊急治水対策プロジェクト」による河川整備事業と連携して環境整備事業による良好な水辺空間を創出するための検討を行う業務である。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R3久慈川・那珂川環境整備事業評価検討業務リバーフロント研究所・日水コン設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	35,167,000	34,980,000	99.47%	-	公財	国認定	3者	
令和3年度斐伊川水系生態系ネットワーク検討業務 島根県出雲市 R3.7.22～R3.12.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局出雲河川事務所長 武内 慶了 島根県出雲市湯治有原町5-1	R3.7.21	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の実施においては、地域関係者と連携して生態系ネットワークを構築・推進していくための高度な知識や経験を必要とすることから、技術提案を求める評価テーマを設定した簡易公募型プロポーザル方式を採用し総合的に評価を行った結果、本業務を適切に遂行できると判断し、左記業者と随意契約を行うものである。	16,599,000	16,599,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R3福戸井調節池整備等検討業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 安達 孝美 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	R3.7.27	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、福戸井調節池の整備に必要な各種検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、調節池掘削完了後の施設配置計画における留意事項について技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により選定を行った。 R3福戸井調節池整備等検討業務河川財団・キタック設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	34,980,000	34,980,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和3年度新技術を活用した多自然川づくり検討外業務 広島県広島市中区上八丁堀6-30 R3.7.28～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 多田 智 広島県広島市中区上八丁堀6-30	R3.7.27	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3項 本業務の実施においては、「河川法改正20年多自然川づくり推進委員会」において取りまとめられた提言に基づき、新技術を活用した多自然川づくりの検討、技術資料の作成や人材の育成・普及啓発に係る仕組みの構築と試行を行うものであり幅広い知識や経験が必要不可欠であることから、技術提案を求める評価テーマを設定した簡易公募型プロポーザル方式を採用し、本業務を履行するに十分な技術力と能力が認められた左記業者と随意契約を行うものである。	42,053,000	42,020,000	99.92%	-	公財	国認定	1者	
四国の海上における南海トラフ地震対策検討業務 R3.7.29～R4.2.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 吉永 宙司 香川県高松市サンポート3番33号	R3.7.29	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、「緊急確保航路等航路啓開計画」及び「広域海上BCP」の更新等を検討する業務であり、業務履行には関係する他の計画(具体計画等全体的な計画から港湾BCPのような個別の計画)や法令等種々な知見を必要とし、それを踏まえ検討し取りまとめる必要がある。このことから、高度・専門的な技術力を要求される業務と判断し、簡易公募型プロポーザル方式を採用した。提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。(簡易公募型プロポーザル)	19,151,000	18,700,000	97.65%	-	公社	国認定	1者	
東北港湾における風力発電関連貨物の物流効率化方策検討業務 R3.8.3～R4.3.17 建築コンサルタント等	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 大野 昌仁 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	R3.8.3	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、今後の公共投資のための風力発電に係る基礎情報収集や経済効果を整理し、東北港湾に求められる機能や施設について検討するものである。 本業務の契約手続としては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者の内で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、総合的に最も評価値が高位である公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約を行うものである。	14,850,000	14,850,000	100.00%	-	公社	国認定	2者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
港湾機能継続計画の実効性向上検討業務 R3.8.3～R4.3.18 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 大野 昌仁 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	R3.8.3	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、大規模災害発生時に、管内の港湾が連携し継続的な港湾機能を確保するために策定した「東北広域港湾BCP」の実効性向上を図るため、訓練の実施、訓練結果(課題)を整理し、実効性向上策(航路啓開)の検討を行うものである。 また、実効性向上策の検討結果について議論する協議会を開催し、その運営、説明資料、議事録の作成及び、協議会における課題に対する対応策の検討を行うものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配属予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び特定テーマに対する技術提案書について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約を行うものである。	14,740,000	14,740,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
令和3年度 地理情報標準及び海外の3次元測量制度に関する調査検討業務 R3.8.6～R4.3.11 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 飛田 幹 男 茨城県つくば市北郷1	R3.8.6	(公財)日本測量調査技術協会 東京都新宿区高田馬場 4-40-11 看山ビル	4011105005417	会計法第29条の3第4項及び会計令第102条の4第3号「公募」本業務を遂行するためには、測量に関し、高度で専門的な知識・技術が要求されることから、公正性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により公募を行い、技術提案書の提出を招請した。 提出された技術提案書について、本業務の技術提案書を特定するための基準に基づき評価を行ったところ、上記業者は資格、実績、実施方針並びに評価テーマに関する技術提案の総合的評価において、本業務を遂行するのに相応しい業者であると判断し随意契約を締結するものである。	14,498,000	14,476,000	99.85%	-	公財	国認定	1者	
令和3年度 三次元地理空間情報の活用推進のための調査検討業務 R3.8.6～R4.3.11 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 飛田 幹 男 茨城県つくば市北郷1	R3.8.6	(公財)日本測量調査技術協会 東京都新宿区高田馬場 4-40-11 看山ビル	4011105005417	会計法第29条の3第4項及び会計令第102条の4第3号「公募」本業務を遂行するためには、測量に関し、高度で専門的な知識・技術が要求されることから、公正性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により公募を行い、技術提案書の提出を招請した。 提出された技術提案書について、本業務の技術提案書を特定するための基準に基づき評価を行ったところ、上記業者は資格、実績、実施方針並びに評価テーマの総合的評価において、本業務を遂行するのに相応しい業者であると判断し、随意契約を締結するものである。	12,947,000	12,540,000	96.86%	-	公社	国認定	1者	
令和3年度大阪湾諸港等における広域的な港湾事業継続計画検討業務 R3.8.6～R4.3.24 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 中村 晃之 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地	R3.8.6	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、大阪湾諸港等における広域的な港湾事業継続計画の実効性を向上させるため、広域的な連携が求められる港湾事業継続計画等の検討、大阪湾港内の船舶から見た災害リスクの検討、広域的な感染症に対する港湾事業継続計画の検討、航路啓開業務者による図上訓練を実施するものである。 本業務は、内容が技術的に高度な業務であり、提出された技術提案書に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が157者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に29者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、公益社団法人日本港湾協会の提案は、当局の要求する要件を満たしていることから公益社団法人日本港湾協会と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	20,537,000	20,350,000	99.09%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和3年度公共測量に関する課題の調査検討業務 R3.8.10～R4.2.28 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 飛田 幹 男 茨城県つくば市北郷1	R3.8.10	(公社)日本測量協会 東京都文京区小石川1- ザタワー 5F 5-1 パークコート文京	1010005004291	会計法第29条の3第4項及び会計令第102条の4第3号「公募」本業務を遂行するためには、測量に関し、高度で専門的な知識・技術が要求されることから、公正性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により公示を行い、技術提案書の提出を招請した。提出された技術提案書について、本業務の技術提案書を特定するための基準に基づき評価を行ったところ、上記業者は資格、実績、実施方針並びに評価テーマの総合的評価において、本業務を遂行するのに相応しい業者であると判断し、随意契約を締結するものである。	17,985,000	17,496,600	97.28%	-	公社	国認定	1者	
令和3年度博多港湾機能の方向性に関する検討業務 R3.8.16～R4.3.18 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所 長山 達哉 福岡県福岡市中央区大手門2-5-33	R3.8.16	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務においては港湾物流機能の再編のあり方とそれに向けた各港湾物流機能を維持・確保できる段階的な施設整備の方向性をとりまとめるため、港湾に関する豊富な知識のみならず、高度な専門性と技術を要することから、受注者に対しては、1. 配置予定技術者の経験および能力(技術者資格等、業務執行技術力)、2. 実施方針(業務理解度、実施手順)、3. 特定テーマ(専門的な技術力を活用し、本業務を的確に実施するための提案について)等の観点からプロポーザルの提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	9,856,000	9,790,000	99.33%	-	公社	国認定	1者	
北陸地域港湾の事業継続計画における実効性向上検討業務 R3.8.17～R4.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局次長 岸 弘之 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	R3.8.17	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、管内の大規模災害発生時において、北陸地域港湾が連携し継続的な物流機能を確保するために策定した「北陸地域港湾の事業継続計画」について、実効性を高めるための検討を行うものである。また、本業務の検討結果について議論の協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関する取りまとめを行うものである。 本業務の実施にあたっては、「北陸地域港湾の事業継続計画」の実効性を高めるために実施する情報伝達訓練について、訓練目的及び訓練内容を検討し訓練実施計画を作成するという専門的な知識を有すること、また、訓練実施計画に基づき訓練を行い、訓練結果から事業継続計画の実効性向上に向けた課題を整理し対応策を検討し、「北陸地域港湾の事業継続計画」の改訂案作成するなど、高度な技術を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びビザリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	18,084,000	18,040,000	99.76%	-	公社	国認定	1者	
徳島小松島港みなとカメラ設置検討業務 R3.8.23～R4.2.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所 所長 新見 泰之 徳島県小松島市小松島町字外開1-1-1	R3.8.23	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 当業務は、みなとカメラの監視対象区域について、従来の監視対象区域に加えて、災害時及び緊急時に監視が必要となる区域を新たに含めて、最適なカメラ設置場所・カメラ仕様等の設計を行うものである。検討に当たっては、みなとカメラに関する専門的技術が要求されるためプロポーザル方式を採用した。提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	20,053,000	19,800,000	98.74%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R3既存資料を活用した施設検証及び広報活動検討業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 安達 孝実 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	R3.9.1	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予法令第102条の4第3号 本業務は、利根川上流河川事務所が保管している古図等を活用し、渡良瀬遊水地の成り立ち及びそれが果たしてきた治水等の役割を検証するとともに、広報資料を作成し、来年、100年を迎える渡良瀬遊水地の広報企画を検討する。また、古図等の資料整理から、利根川改修について検証する方法を検討するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、歴史的な既存資料(古図等)を用いてこれまでの河川改修の検証を行う際の工夫について技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(総合評価型)(拡大型)により選定を行った。 R3既存資料を活用した施設検証及び広報活動検討業務河川財団・建設技術研究所・ハシフィックコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	40,293,000	40,260,000	99.92%	-	公財	国認定	1者	
神戸港海上工事に伴う船舶航行安全対策検討業務 - R3.9.6～R4.3.24 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局神戸港湾事務所長 松本 英雄 兵庫県神戸市中央区小野浜町7番30号	R3.9.6	(公社)神戸海難防止研究会 兵庫県神戸市中央区海岸通5番地	9140005020285	本業務は、神戸港の海上工事及び現地調査において周辺航行船舶の航行安全対策をとりまとめるものである。学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、船舶航行への影響を検証して航行安全対策を検討する。 本業務は、内容が技術的に高度な業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が33者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に20者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、(公社)神戸海難防止研究会の提案は、当局の要求する要件を満たしていることから(公社)神戸海難防止研究会と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	15,697,000	15,620,000	99.51%	-	公社	国認定	1者	
R2荒川上流事業方針検討業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 大東 淳一 埼玉県川越市新宿町3-12	R3.9.8	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予法令第102条の4第3号 本業務の履行にあたっては、荒川上流河川事務所管内の治水事業の事業展開を検討するにあたり、多岐にわたる整備状況の整理及び検討項目があるため、高度な知識や専門的な技術、経験が要求されることから、提出された技術提案に基づき仕様を作成することで最も優れた成果を期待できる簡易公募型プロポーザル方式により契約手続きを実施したものである。 R2荒川上流事業方針検討業務河川財団・ハシフィックコンサルタンツ設計共同体は、本業務遂行において適正な業者を選定するために、技術提案を求めた簡易公募型プロポーザル方式により、技術的に最も優れた業者として特定されたため、左記業者と随意契約を行うものである。	29,953,000	29,953,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和3年度 長良川遊水地地区環境保全利活用方策検討業務 R3.9.14～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所	R3.9.13	令和3年度 長良川遊水地地区環境保全利活用方策検討業務リバーフロント研究所・日本生態系協会設計共同体 (公財)リバーフロント研究所 他1者 東京都中央区新川1丁目17番24号	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、長良川遊水地の河川空間利用を含めた多自然川づくりを検討するために、基礎資料を収集・分析し、周辺環境等を踏まえた遊水地施設整備について検討するものである。上記業者は企画提案書の提出があった4者のうち、企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度、業務の特定テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである。	16,819,000	16,720,000	99.41%	-	公財	国認定	4者	
令和3年度 関東管内の港湾における事業継続計画検討業務 - R3.9.28～R4.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	R3.9.28	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂三丁目3番5号住友生命山王ビル	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、下記3点を行うものである。 ①横浜港BCP(風水害編)について、管内の港湾BCPのケーススタディとして、令和2年度に実施した訓練結果を踏まえ改訂に向けた検討を行う。また、港湾BCP(感染症編)を参考に、横浜港BCP(感染症編)の検討を行う。 ②東京湾BCP(風水害編)については、海上交通安全法改正(令和3年7月1日施行)を踏まえ風水害編の検討を行う。 ③広域防災協議会においては、協議会の運営、当局が実施する訓練計画の策定、訓練の補助及び訓練結果を踏まえた実効性の検証を行う。 本業務の遂行にあたっては、港湾の事業継続計画に関する幅広い知見を有するとともに、感染症編における自然災害への対応、同時生起する複合災害に関する総合的な知見を有している必要がある。 以上を踏まえ、本業務の実施にあたり、「横浜港における感染症BCPの検討を行う上での着眼点」について簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。 その結果、優れた技術提案を行った公益社団法人日本港湾協会が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	19,415,000	19,360,000	99.72%	-	公社	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。